

経営理念・経営方針

地元のために、みんなのために生まれた
金融機関がしんきんです。

経営理念

当金庫は、昭和24年創業以来「地域社会の繁栄に貢献する」という理念のもと皆様から愛され親しまれる信用金庫になるよう歩んで参りました。この理念である相互扶助の精神を念頭におき協同組織の金融機関としての社会的役割を全うすべく邁進してきた結果、皆様の温かいご支援に支えられ現在に至ることができたと思っております。当金庫が長期的に発展していくためには、信用金庫の原点に立ち返って、会員の皆様からの支持と信頼関係を確立し、地域社会との共存共栄を図る必要があります。

当金庫は、永年の歴史に裏付けられた地域の皆様からの「信用」を大切にしつつ、時代をリードする「地域の金融機関」として、従来以上に積極的な経営を目指しています。

経営方針

信用金庫の独自性を発揮し、経営基盤の強化とともに総合リスク管理を徹底させ、資産内容の充実と自己資本の強化に努め、地域に存在感、信頼感のある金融機関として存続するためのテーマとして

- 1 公共的使命の重大性を自覚し預金の増強と融資の適正を図る。
- 2 常に会員一般取引者並びに役職員の利益を尊重し和協一致基本方針の達成に努める。
- 3 創意と改善を怠らず経営の健全と永久の発展を図る。

の3つを掲げお客様の信頼と期待にお応えする所存です。

佐賀信用金庫法令等遵守宣言

私ども佐賀信用金庫の役職員は、「お客様から信頼される地域金融機関」を目指し、社会的責任と公共的使命を常に自覚し、高い倫理観を持ち、法令等遵守を経営の最重要課題とし、業務に取り組んでまいります。

ここに、法令等遵守重視の企業風土を確立する為、役職員総意の下に「佐賀信用金庫法令等遵守宣言」を策定し、その理念を役職員一人ひとりが理解し、遵守する事を誓います。

- 1 佐賀信用金庫の経営陣は、法令等遵守重視の企業風土を確立する為、中心的役割を担い率先垂範し企業倫理と遵法精神に則った経営にあたります。
- 2 佐賀信用金庫の役職員は、公共的使命と社会的責任を自覚し、常に高い倫理観(良識・常識・見識)を持ち、社会規範に則り、誠実且つ公正を旨とし業務に取り組めます。
- 3 佐賀信用金庫の役職員は、お客様との金融商品取引業務に際して、法令等に基づく適正な処理を行うため、法令等や金融商品取引業務に関する知識の向上に努めます。
- 4 佐賀信用金庫の役職員は、経営情報の適切な開示に努めるとともに、お客様に関する情報の取扱いに細心の注意を払い、外部への情報漏洩防止に努めます。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども佐賀信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 1 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として謝絶します。
- 2 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 3 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行ないません。
- 4 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 5 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

以上

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

- 1 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
- 2 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1)次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2)①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
- 3 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- 4 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
- 5 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

以上

地域金融円滑化のための基本方針

佐賀信用金庫は、地域の法人、個人事業主および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1 取組み方針

地域の法人、個人事業主および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様が置かれている状況を十分に理解したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

(1) お客様への経営改善支援を行うための態勢整備

営業店が主体となって、お取引企業から経営改善計画書を提出して頂き、経営改善支援担当部署(平成15年度設置)と連携しながら、経営者と企業の実態把握、課題の抽出、改善策の検討を行い、計画策定後はその進捗管理と助言を行って経営改善を支援しております。

(2) 「金融円滑化ご相談窓口」の設置

全営業店には法人、個人事業主のお客様および住宅ローンをご利用のお客様がより一層相談されやすいよう金融円滑化ご相談窓口を設置しました。(設置日:平成21年12月29日)

(3) お客様の事業価値を見極める能力(目利き力)を向上させるための研修

本部職員はもとより融資現場の職員を数多く研修に参加させて能力向上に努めております。(全国信用金庫協会主催、九州北部信用金庫協会主催)

3 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

4 苦情相談

お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。

佐賀信用金庫 お客様相談窓口

専用電話番号

0120-895-530

(受付時間:営業日の午前9時から午後5時)

以上

当金庫の沿革

昭和24年10月15日 市街地信用組合法による佐賀信用組合設立

昭和28年3月28日 信用金庫法による佐賀信用金庫に改組

昭和29年6月1日 早津江支店開設

昭和30年5月16日 神野支店開設

昭和31年12月10日 中小企業金融公庫代理業務取扱開始

昭和34年1月26日 全国信用金庫連合会代理業務取扱開始

昭和34年6月22日 西支店開設

昭和35年10月25日 国民金融公庫代理業務取扱開始

昭和40年3月1日 住宅金融公庫代理業務取扱開始

昭和40年4月13日 尼寺出張所開設

昭和41年10月1日 尼寺出張所、支店昇格

昭和43年3月11日 神野支店移転新築

昭和43年5月6日 大崎支店開設

昭和46年5月4日 本店新築

昭和47年12月4日 高木瀬支店開設

昭和48年8月14日 預金量100億円達成

昭和50年4月10日 鳥栖支店開設

昭和50年12月26日 九州しんきん事務センターオンライン加盟

昭和51年10月18日 全国しんきん為替オンライン取扱開始

昭和52年5月2日 天祐支店開設

昭和53年12月22日 日本銀行と当座預金取引開始

昭和54年12月11日 日本銀行歳入代理店業務取扱開始

昭和55年6月2日 神埼支店開設

昭和57年4月5日 北川副支店開設

昭和58年9月22日 国債等の窓口販売の取扱開始

昭和60年12月23日 尼寺支店新築

昭和60年12月25日 預金量500億円達成

昭和61年4月14日 佐賀県庁内に店舗外現金預入払出機設置

昭和62年11月9日 本店営業部多布施出張所開設

平成元年2月10日 佐賀市役所内に店舗外現金預入払出機設置

平成元年3月23日 佐賀医大前支店開設

平成元年4月17日 富士町古湯に店舗外現金預入払出機設置

平成元年9月11日 大崎支店新築

平成2年5月1日 ホームバンキング取扱開始

平成2年8月27日 古湯温泉支店開設

平成3年2月17日 サンデーバンキング開始

平成3年11月25日 早津江支店移転新築

平成5年3月1日 しんきんファクシミリ振込サービス取扱開始

平成5年6月19日 新コーポレートマークの発表

平成5年7月1日 Qネット代金回収サービス取扱開始

平成5年9月6日 開成支店開設

平成6年8月1日 県内4金庫現金自動機による通帳での入出金、記帳の取扱開始

平成6年9月20日 佐賀県立病院好生館に共同の現金自動支払機設置

平成8年4月1日 佐賀社会保険病院に店舗外現金預入払出機設置

平成8年5月6日 ATM祝祭日稼働開始

平成8年11月18日 ATMを流通信販系カード会社に開放

平成9年4月14日 新情報システム稼働

平成10年7月28日 佐賀空港内に店舗外現金預入払出機設置

平成11年3月29日 郵便局とのATMオンライン提携

平成11年6月7日 「テレホンバンキング」サービス開始

平成11年6月15日 預金1,000億円達成

平成12年3月6日 「デビットカード」サービス開始

平成13年3月19日 多布施出張所移転新築オープン

平成13年4月1日 損害保険代理店業務開始

平成13年11月7日 ホームページを開設

平成14年10月1日 生命保険代理店業務開始

平成15年3月19日 モラージュ佐賀内に店舗外現金預入払出機設置

平成15年6月12日 個人向け国債取扱開始

平成15年12月15日 インターネットバンキングサービス開始

平成16年3月18日 中小企業金融公庫および国民生活金融公庫と業務提携

平成16年10月1日 印鑑照合支援システム稼働

平成17年4月1日 セブン銀行とATM利用提携

平成17年4月21日 「イオンスーパーセンター佐賀店」内にATM設置

平成18年12月5日 「ゆめタウン佐賀」内にATM設置

平成19年2月16日 多布施出張所を閉鎖

平成19年8月1日 「エスプラッツ」内にATM共同で設置

平成20年2月1日 投資信託の販売業務を開始

平成20年3月31日 宝くじの販売業務を廃止

平成20年10月1日 生体認証機能付ICキャッシュカード取扱開始

平成22年1月4日 日の隈公園前のATMを閉鎖

平成23年1月17日 西支店新築

平成23年2月19日 神埼支店ATM休日稼働開始